

○南伊豆地域清掃施設組合職員定数条例

南伊豆地域清掃施設組合条例第4号

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この条例は、南伊豆地域清掃施設組合の管理者の事務部局に常時勤務する一般職の職員（臨時又は非常勤の職員を除く。以下「職員」という。）の定数に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、5人とする。

(定数外の職員)

第3条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるものとする。

- (1) 休職を命ぜられた職員
- (2) 育児休業中の職員
- (3) 派遣を命ぜられた職員

2 前項第1号及び同項第2号の職員が復職した場合において、職員の員数が前条の定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1年を超えない期間に限り定数の外にあるものとしてすることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。